

仕 様 書

1. 契約名 職員定期健康診断等業務(単価契約)(四国運輸局本局及び香川運輸支局)
2. 健診の種類 ①一般定期健康診断(特定健康診査を含む)
②婦人科検診
3. 履行期限 健康診断等の実施及び報告書・報告データの提出を令和8年2月27日までに完了する。
4. 対 象 者 四国運輸局本局及び香川運輸支局に勤務する職員等 (対象者数については別紙のとおり)
5. 履行場所 受注者の指定する健診機関等の健診会場及び発注者の各機関の所在地
ただし、受注者の指定する健診機関等の健診会場は以下の条件を満たすこと。
・平成17年9月25日以前の旧高松市域にある屋内施設であること。
・2. ①及び②にかかる検診を1つの施設で履行可能であること。
6. 診断項目 (1)一般定期健康診断(特定健康診査を含む)
①既往歴及び業務歴、身長、体重、腹囲、視力、聴力、肥満度の検査・測定
②自覚症状及び他覚症状の有無検査
③胸部エックス線検査
④喀痰細胞診(50歳以上で喫煙指数”一日平均喫煙本数×喫煙年数”が600以上となるもの、
その他医師が必要と判断した場合)
⑤血圧、検尿(糖・蛋白)検査
⑥心電図、HDLコレステロール、LDLコレステロール、
中性脂肪、貧血検査 (35歳、40歳以上)
⑦胃検査(間接撮影、妊娠中の女子職員以外の40歳以上)
⑧血糖、肝機能検査(35歳、40歳以上)
⑨便潜血反応(2回法、40歳以上)
⑩問診(特定健康診査に係る問診を含む)

- (2)婦人科検診(希望者)
①乳がん検診(エコー・マンモグラフィ併用)
②子宮頸がん検診
③骨密度検査

※上記診断項目について、より精細な検査を実施することを妨げるものではありません。

7. 実施方法 (1)以下の①または②の健診方法により、健診を実施すること。
①個別健診
個別に日程調整の上、受注者の指定する健診機関等において令和8年2月6日までに健診を実施する。
(集団健診の機会に受診できなかった者についても同様に扱うものとする。)
受注者は、契約締結後速やかに個別健診を実施する施設の所在地及び指定する健診機関等の名称を
発注者に届け出ること。
②集団健診
集団健診は、四国運輸局本局の所在地(高松市サンポート3-33)及び香川運輸支局(高松市鬼無町字
佐藤20-1)において、受注者の手配する健診車及び庁舎会議室等で実施する。
なお、実施時期は令和7年9月から11月の間で発注者と協議の上決定するものとする。
また、健診は個別健診と同等の検査を同額の単価で実施するものとする。
実施日数は高松市サンポート合同庁舎において、一般定期健康診断として2日以上4日以内、乳がん検
診、子宮頸がん検診及び骨密度検査として各1日以上の日数、香川運輸支局において、一般定期健康診
断、乳がん検診、子宮頸がん検診及び骨密度検査として各1日以上の日数で発注者と協議の上決定する。
なお、各検診を同日に実施することは差し支えないが、健診車の設置可能台数についてあらかじめ確認
して実施計画を立てること。
また、乳がん検診、子宮頸がん検診及び骨密度検査の受診希望者が受診予定人数の半数以下となり
集団健診に適さない人数になったと判断される場合や資機材の搬出入が難しい場合は①個別健診の方法
によることとして差し支えない。
(2)契約事項及び本仕様書に明示されていない事項であっても、健康診断業務に当然必要とする資機材等
の経費は全て受注者の負担とする。
(3)受診者名簿等健康診断に必要な資料は受注者から貸与する。
(4)有資格者によることが必要とされる検査については必ず当該検査に必要な資格を有する者が実施する
こと。

8. 検査結果の報告

健康診断実施後、以下のとおり報告書等を提出すること。

(1) 健康診断個人結果通知票(受診者本人用) 1部

様式は任意とし、封筒外部から対象者名が確認できる状態で受診者個人毎に封入したもの。

提出期限は各検診の実施日の30日後まで(かつ契約の履行期限である令和8年2月27日まで)とする。

(2) 健康診断個人結果通知票(事業所用) 1部

様式は任意とし、封入は不要。

提出期限は各検診の実施日の30日後まで(かつ契約の履行期限である令和8年2月27日まで)とする。

(3) 特定健康診査に対応した受診結果データ(CSVまたはXML形式)または問診票 一式

1か月分毎に取りまとめて所定の様式で作成し、検診実施後の概ね30日後までに提出すること。

電子媒体による提出が有償となる場合は問診票の提出でよい。

9. 請求及び支払

2. ①及び②それぞれの契約単価に実績数量を乗じて請求を行うこと。

請求は、発注者が指定する検査職員による検査合格後に書面により行う。

支払は、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に行う。

10. 守秘義務 受注者は、本業務の内容及び検査結果ほか本業務で知り得た保護すべき情報を外部に漏らしてはならない。なお、本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

11. 個人情報の保護

(1)「個人情報」とは、本契約に基づき受注者が取り扱う氏名、年齢、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

(2)受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約の履行にあたっては個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(3)受注者は、本契約に関して知り得た個人情報を本契約を遂行する目的以外に使用してはならず、また、他に漏洩してはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

12. 再委託

(1)受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。受注者が業務の一部(「主たる部分」を除く)を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という)は、契約担当官等の承諾を得なければならないものとする。また変更する場合においても速やかに変更申請を行い、承諾を受けるものとする。

(2)「主たる部分」とは、その業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を必要とするものである。

(3)再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分(再委託)に該当する経費についての領収書、明細書等の写しの提出を求める場合がある。

13. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1)当該契約満了までの間において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2)(1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3)(1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(4)当該契約満了までの間において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

14. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び内容について疑義を生じた場合は、担当者と協議して定めるものとする。

別紙

各対象機関毎の対象者数

1. 対象機関

(1) 四国運輸局本局
高松市サンポート3-33
サンポート合同庁舎南館

(2) 四国運輸局香川運輸支局
高松市鬼無町佐藤20-1

2. 受診予定人数(※ 各項目の人数は変動することがある)

診断項目	対象機関	本局	香川運輸支局	計
1. 一般定期健康診断	①	107	21	128
	②	107	21	128
	③	107	21	128
	④	1	1	2
	⑤	107	21	128
	⑥	40	7	47
	⑦	39	7	46
	⑧	40	7	47
	⑨	39	7	46
	⑩	107	21	128
2. 婦人科検診	①エコー・マンモ併用	43	13	56
	②	43	13	56
	③	43	13	56